

益子町まちづくり基本条例（案）に対するパブリックコメント 意見の概要と町の考え方 提出者5名、提案数23件（重複を含む）

No	条項等	条文に対する修正意見 (下線部分が意見箇所)	意見の概要	町の考え方
1	全 体	修正意見なし	「まちづくり」という言葉を意味不明瞭なままにせず、町としての理想を目指すための定義を添えることで、意味のあるものにしてほしい。	第2条第6号で定義として定めていますが、「まちづくり」は町が行う公共施設の整備や行政サービス等に限らず、様々な町民やコミュニティが自主的に取り組む活動などを含む、公益的な活動と考えています。なお、基本条例は個別の条例とは異なり、抽象的な表現が多いため、解説書を作成する予定です。
2	全 体	私たちは・・・努める。 町民は・・・努める。	「私たちは」と「町民は」の主語で「・・・努めなければならない」で終わる条文が16カ所ある。町民に義務を負わせることにはならないか。	「・・・努めなければならない」はあくまでも努力義務であり、「・・・しなければならない」のように義務を負わせるものではないと考えています。
3	全 体	修正意見なし	実現する体制、組織、運営方法をどのように具体化するのか。「総合振興計画」とあるがこれだけでよいのか。	本条例案は基本的な理念や原則などを主に定めています。詳細な規定や計画等は、別に定めるものと考えています。
4	前 文 第2条	修正意見なし	「まちづくり」の対象を具体化するために、「まち」とは何かを定義する必要があるのではないか。定義ができて、前文にある「笑顔と活力に満ちあふれるまち」、「子どもからお年寄りまで笑顔で暮らしていけるまち」の目標が明確になるのではないか。また、条例の効果を評価するためにも、評価と尺度の設定が不可欠ではないか。	「まち」についての定義は、解説書での説明を考えています。評価と尺度については、第21条で規定しています。詳細についてはこの規定に基づき別に定めるものと考えています。
5	前 文 第2条	修正意見なし	音が同じである「まち」と「町」の混同を避けるため、「町」を「町の行政」等の行政主体を意味すると定義した方が分かりやすいのではないか。	「まち」についての定義は、解説書での説明を考えています。「町」については第2条の定義のとおりと考えています。
6	第2条 第5条 第8条	修正意見なし	「コミュニティ」が「まちづくり」の目的なのか、手段なのか、両方なのかを明確化する必要がある。第2条に、「コミュニティ」は目的と手段の両方であることを明記する必要があるのではないか。	「コミュニティ」は第2条の定義のとおりと考えています。

益子町まちづくり基本条例（案）に対するパブリックコメント 意見の概要と町の考え方 提出者5名、提案数23件（重複を含む）

No	条項等	条文に対する修正意見 (下線部分が意見箇所)	意見の概要	町の考え方
7	第2条 第6条	修正意見なし	「まちづくり」と「町政」の関係を明確化するべき。第2条に「だれもが笑顔で暮らしていけるまちを目指す公益的な活動」とあるので、完全に一致するものではないと解釈はできるが。	「まちづくり」は第2条第6号のとおり、公益的な活動と規定しています。これに「町政」が含まれるものと考えています。
8	第6条第1項	町議会は、・・・、まちづくりに関して町政運営が適正であることの監視を行うものとする。	「適正な町政運営の監視」という表現は一般的なので、「まちづくりに関して町政運営が適正であることの監視」のように限定すべき。	「まちづくり」は、町以外の町民の方々も行うものと考えています。そのため、町議会の責務は、町政の監視と考えています。
9	第6条第2項	町議会は、まちづくりに関して町民の声を反映した政策・・・。	「町民の声を反映した政策」という表現は、一般的なので、「まちづくりに関して町民の声を反映した政策」のように限定すべき。	町議会の仕事は、様々な町民の意見等を聴き、町の制度や事業に関して、提言や立案を行うものですので「まちづくり」と明記しないものと考えています。
10	第3条 第5条 第7条	第7条第4項 私たちは、前文の趣旨を・・・。	第7条第4項の主語は、「町職員」ではなく、「私たち」もしくは町職員も含めて「町民」とし、第3条又は第5条に移動する方がよい。第3条に移動する場合の主語は「私たち」、第5条に移動する場合は「町民」になる。	第7条は、「町の責務」を定めたものなので、「町職員」としました。なお、第12条に「私たち」に関する学びの努力義務が規定されています。
11	第7条第2項	町は、まちづくりの・・・。	第2項の主語は「町長」に限定せず、「町」（第2条定義）とする方がよい。また、そうすることにより、第3項は不要になる。	第2項において「町長の義務」、第3項において「町の執行機関の義務」を規定したのは、町長と町の執行機関それぞれに責務を課し、まちづくりを推進していくためと考えています。
12	第8条第3項	私たちは、コミュニティ・・・。	第3項の主語を「私たち」に変更して第1項とし、第1項を第2項に、第2項を第3項にずらすのがよい。	第3項のコミュニティの形成は、コミュニティへの加入、参加を意味していますので、現行案のとおりと考えています。
13	第8条 ～ 第15条	修正意見なし	列挙順序が政策の優先順位と受け止められる可能性がある。順不同又は順序に意味があるなどの説明が用意されていることが望ましい。	説明については参考にさせていただきます。

益子町まちづくり基本条例（案）に対するパブリックコメント 意見の概要と町の考え方 提出者5名、提案数23件（重複を含む）

No	条項等	条文に対する修正意見 (下線部分が意見箇所)	意見の概要	町の考え方
14	第16条	修正意見なし	「条例の制定」は、町の行政及び町議会の両方に関わる活動であるため、主語の「町」は第2条の定義を超え、「町」（議会を含む）の意味になっていると読める。第16条で「町」として用いるのであれば、第2条での定義と齟齬が生じないように配慮が必要。ただし、条例の提案者が町の行政以外である場合であっても、町民の意見を聴く責任が専ら町の行政に存在するという意図であれば齟齬は生じない。なお、「施策の実施」については、齟齬は生じていない。	条例の制定に関する権限は、町長と町の執行機関、そして議会に付与されています。この第16条では、町長と町の執行機関が条例を制定する場合、必要において町民から広く意見を伺うものとなりました。なお、町議会については、第6条の責務に含まれるものと考えています。
15	第16条第2項	町は、まちづくりに関する条例の制定及び施策の実施に・・・。	「条例の制定及び施策の実施」が一般的になっているので、「まちづくりに関する条例の制定及び施策の実施」と制限する方が良い。	制限は考えていません。
16	第19条	修正意見なし	「まちづくり基本条例」で「総合的かつ計画的な町政運営」の全てに言及するのであれば、「町政」のすべてが「まちづくり」に含まれることを第2条で明示的に定義すべき。「町政」のすべてが「まちづくり」でない場合、「まちづくりに関する総合的かつ計画的な町政運営」と明示的に制限すべき。「まちづくりに関する」と限定すれば、それ以降の「総合振興計画」の条文はそのままで問題はない。	「まちづくり」は第2条第6号のとおり、公益的な活動と規定しています。これに「町政」が含まれるものと考えています。
17	第20条	修正意見なし	ここで、財政について言及するのであれば、「町政」のすべてが「まちづくり」でない場合、ここで財政について言及するのではなく、別な条例で規定すべき。	「まちづくり」は第2条第6号のとおり、公益的な活動と規定しています。これに「町政」が含まれるものと考えています。
18	第21条	町は、総合振興計画を含むまちづくりに関する諸施策が・・・。	「総合振興計画等」の「等」が条例内で規定されていない。「総合振興計画等」という表現が他に見当たらないので、「総合振興計画を含むまちづくりに関する諸施策」と表現するのが望ましい。	「等」は、現時点で明確にできないもの或いは、列挙した場合に読みにくくなるために「等」とする場合があります。町には、総合振興計画に沿った形で、様々な計画がありますので、「等」という表現をしています。

益子町まちづくり基本条例（案）に対するパブリックコメント 意見の概要と町の考え方 提出者5名、提案数23件（重複を含む）

No	条項等	条文に対する修正意見 (下線部分が意見箇所)	意見の概要	町の考え方
19	第22条	修正意見なし	ここで、「町政に関する重要な事項」について言及するのであれば、「町政」のすべてが「まちづくり」に含まれることを第2条で明示的に定義すべきです。「町政」のすべてが「まちづくり」でない場合、「まちづくりに関する町政の重要な事項」と明示的に制限すべき。	「まちづくり」は第2条第6号に規定のあるとおり、公益的な活動と規定しています。これに「町政」が含まれるものと考えています。
20	第23条	第23条第1項 <u>私たちは、まちづくりの成果を損失しないために防災に努めるものとする。</u>	第1項に「私たちは、まちづくりの成果を損失しないために防災に努めるものとする」を挿入し、現段階の第1項以下を繰り下げると、挿入部分が基本理念、ずらした部分が「町」と「町民」の責任区分となる。	この条文は、町が各関係機関と連携をとっていくこと、町民が自ら災害等に備えるための手段を講じるほか、自発的に防災活動を行うという、町と町民の役割を規定したものと考えています。
21	第24条	<u>私たちは</u> 、この条例が・・・。	検証・見直しの主語は「私たち」にすべきと考えます。	条例の見直しについては、義務的条文ですので、実施する主体を「町」に限定しました。
22	第24条	修正意見なし	条例の改定については、「町」が第16条第2項に則って必要な手続きをとることを定義すれば良いと考える。なお、第24条では、対象が「この条例」になっていますので、改めて「まちづくりに関する条例」のように制限する必要はないと考える。	第16条第2項は意見聴収のことを意味しており、第24条はこの基本条例の見直しのことでありご意見のとおり制限は考えていません。